

○ 設置目的

地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめとした地方の増大する役割に対応するため、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実のために新しい地方税源及び地方税制について幅広く検討するため、全国知事会地方税財政常任委員会に「新しい地方税源と地方税制を考える研究会」を設置する。

○ 検討事項

魅力あふれる地域づくりのため、訪日外国人旅行者の大幅な増加等への対応、環境負荷軽減や循環型社会実現に向けた3Rの推進、IT社会の進展を踏まえた取組みなど、地方が新たな行政需要に対応するための財源としての新たな税源と地方税制について幅広く検討する。

○ 研究会構成委員（敬称略・五十音順、◎は座長）

- 青木 宗明（神奈川大学経営学部 教授）
- 井手 英策（慶応義塾大学経済学部 教授）
- ◎神野 直彦（日本社会事業大学 学長、東京大学 名誉教授）
- 関口 智（立教大学経済学部 教授）
- 谷 隆徳（日本経済新聞社 編集委員兼論説委員）
- 沼尾 波子（東洋大学国際学部 教授）
- 半谷 俊彦（和光大学経済経営学部 教授）
- 星野菜穂子（和光大学経済経営学部 教授）
- 吉村 政穂（一橋大学大学院法学研究科 教授）

○ これまでの実績及び今後の予定

日時	内容	議題 等	日時	内容	議題 等
H28. 12. 15	第1回研究会	・座長選任 ・意見交換（地方税の現状と変遷、地方における新たな行政需要、海外における税の事例 等）	H30. 4. 4	第5回研究会	・報告書（案）について ・今後の検討課題（地方法人課税等）について
H29. 4. 14	第2回研究会	・調査結果等の報告（海外における税の事例、地方における新たな行政需要 等） ・論点の整理（宿泊税、廃棄物処理に係る税 等）	H30. 5	報告書とりまとめ	・研究会報告書「都道府県税制における基幹税のあり方及び新たな税源等について」をとりまとめ
H29. 5. 22	第3回研究会	・地方税制に関する最近の動向について（地方消費税の清算基準、地方法人課税の偏在是正） ・海外における税の事例について ・中間論点整理（案）について	H30. 7. 4	第6回研究会	・地方法人課税について
H29. 6. 28	第4回研究会	・地方消費税の清算基準の見直しについて ・中間論点整理について	～H30. 秋		・平成31年度税制改正に向けて、地方法人課税について、引き続き議論

第6回 新しい地方税源と地方税制を考える研究会 議事概要

1. 日 時

平成30年7月4日（水）13時30分～14時30分

2. 場 所

都道府県会館6階 知事室

3. 出席者（敬称略・五十音順、◎は座長）

神野座長、青木委員、谷委員、沼尾委員、星野委員
石井富山県知事（地方財政常任委員長）

4. 主な発言

- 地方税の充実のためには、偏在性の小さい税体系を構築することが必要。
- 偏在是正の議論にあたっては、財政需要のあり方などについても議論すべきではないか。
- 地方部の自治体も、企業誘致など産業政策を強化し、地方法人税収の増加に向け努力することも必要ではないか。
- 税収格差が生じているのは、東京一極集中になっているからであり、地方拠点強化税制の拡充など、一極集中の構造を是正するための税制を検討する必要があるのではないか。一方で、税制の公平・中立の原則の観点から、政策税制は基本的には望ましくないという視点にも配慮すべきではないか。
- 外資系企業が増加し、経済活動のグローバル化が進む中で、分割基準の見直し等のみでは限界があり、あるべき地方税制を改めて検討すべき時期に来ているのではないか。

I 基本的な方向性

- ・ 租税は、国や地域社会を成り立たせるために欠くことのできない公的サービスの財源を調達することをその基本的な機能としており、公的サービスによる便益は社会の構成員が広く享受するものであることから、租税は皆で広く公平に分かち合うことが最も重要。
- ・ 我が国の租税体系において、地方税については、地域社会の共通の経費を、その地域の地方団体が提供する行政サービスからの受益を受ける人々・法人が、その受ける便益に応じて負担する「応益課税」の考えに立脚してきたことを今後の地方税制のあり方を考える上で最も重視すべき基本的な考え方とすべき。
- ・ 国・地方を通じて財政状況が引き続き厳しい状況にある中で、住民に身近な行政サービスについては、地域の実情をよく知る地方団体が行うべきであり、その基盤となる地方税財政の安定・強化を図ることが必要不可欠。
- ・ 地方分権・地方自治を推進する観点からは、自主財源である地方税の充実と偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図ることがまずは重要。

応益課税の原則を踏まえつつ、地方税収の確保・充実を図るとともに、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図ることが重要。地方税における基幹税のあり方についても、これらを踏まえつつ、社会情勢の変化等に対応しながら、必要な見直しを図るべき。

- ・ その上で、これらの基幹税を補完するものとして、魅力あふれる地域づくりのため、地方が新たな行政需要に対応するための財源としての新たな税源の創設に向けて検討を進めることが重要。
- ・ 税制の検討・見直しを進めても地方税源の偏在性が一定程度残ることを踏まえれば、地方交付税により、財源の不均衡を調整し、全国どのような地域であっても一定水準の行政を確保するための財源を保障することも引き続き重要。

II 都道府県の基幹税等についての方向性

- ・ 都道府県が提供する行政サービスに必要な費用はできるだけ都道府県税で賄うことが重要であり、都道府県の基幹税のあり方等についても都道府県自らが主体性をもって検討し、国に対して積極的に提言すべき。
- ・ 国においても、国と地方が対等・協力の関係にあることを基本として、地方からの提言・要望に対し真摯に対応するとともに、社会情勢の変化等に応じてあるべき地方税制の構築を図るべき。

1. 地方消費税

- ・ 厳しい財政状況と少子高齢化という現状を鑑みれば、平成31年10月に消費税・地方消費税の引上げを確実に行うことが必要。
- ・ 地方消費税は、地方団体が提供する行政サービスを支える貴重な基幹税として重要な役割を果たしており、その清算基準については、今後とも、制度本来の趣旨を踏まえたものとすべき。

2. 地方法人課税

- ・ 税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方を確実に講ずるべき。なお、偏在是正により生ずる財源については必要な歳出を地方財政計画に確実に計上するとともに、地方の経済や財政の状況等にも留意して、実効性のある偏在是正措置とすべき。
- ・ 地方法人課税のあり方を見直しにあたっては、今後の地方法人課税のあるべき全体像を見据えた検討が必要であり、平成31年度税制改正に向けた大きな課題として、国における検討はもとより、全国知事会や本研究会においても検討を深める必要がある。

3. 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)

- ・ 平成31年度税制改正において創設されることとなった森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)について、これまで林務行政については都道府県が大きな役割を果たしてきたことも踏まえ、今後は、新たな森林管理システム下における私有林を中心とした間伐等の新たな業務に係る都道府県と市町村の役割分担、都道府県の超過課税と国の森林環境税(仮称)の関係の整理、市町村の事業実施体制の確保等が円滑に進むよう、林野庁を中心に必要な助言や十分な説明を行うなど、制度の円滑な実施に向けた取組みが進められるべき。

III 新しい税源についての方向性

- ・ 地域の秩序を維持するために地方団体が提供する公共サービス等に係る行政需要を賄う性格を有するものについては、地方税により住民等に負担を求めることが適当であると考えられるべき。
- ・ 近年、地方団体において新たに行政需要が生じている又は増加していると考えられるものについて、新たな税源の創設の可能性等を検討・整理。
- ・ ここで挙げた項目に限らず、社会経済の変化や地方の行政需要の実態等に即して、新たな税源の創設の可能性について、幅広く検討を継続することが重要。

1. 観光客増加と更なる観光客誘致への対応

- ・ 地方税として宿泊行為に対する課税を法定税又は法定任意税として法定化することを目指すべき。一方で、国税として新たに国際観光旅客税が創設され、地方創生をはじめとする我が国が直面する重要な政策課題に合致し、地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等に資する施策にも充当されることとなったことに加え、宿泊行為に対する課税を法定化する際には多くの課題が存在するとともに国民的な議論等が必要であること、また、多くの都道府県・市町村において法定外目的税として、いわゆる宿泊税を導入する動きが広がっていること等を総合的に勘案すると、まずは、法定外税として導入を広げていくことが望ましい。
- ・ 国際観光旅客税については、地方における観光客の受入れに向けた環境整備等に係る財政需要も踏まえ、税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分するよう、引き続き、国において検討すべき。

2. 廃棄物処理 3. 資源効率性・3Rの推進 4. 携帯電話・スマートフォン等の活用や対策 5. 自転車の活用や対策 6. 子育て支援 への対応

- ・ 現在、受益者に対して一定の費用負担を求める制度があることなどから、さらに新たな税制による負担を課する場合は、十分な検討や整理が必要。

IV 今後の検討

- ・ 新しい地方税源については、近年、地方団体において新たに行政需要が生じている又は増加していると考えられる一例について検討を加えたところであるが、ここで挙げている項目に限らず、地方の行政需要の実態等に即して、新たな税源の可能性について、幅広く検討を加えていくことが重要。
- ・ 本研究会は、引き続き、新しい地方税源と地方税制に関し、社会情勢の変化等を踏まえ、直面する課題等について幅広く検討。